

NO	提出意見	意見に対する考え方
1	<p>・各年度の再商品化見込量（全国の再商品化施設で再商品化できる量の見込み）は単に調査数値を採用するのではなく、当該の数値は容リ制度に整合した妥当なものであるかを吟味したものであるべきである。</p> <p>・特に、ガラスびん「その他の色」については、当該の再商品化施設が指定法人の登録事業者のものであるか、当該の数値が登録事業者の施設のみを合算したものであるかを検証し、直近年度の再商品化見込量および指定法人での落札結果に基づく引取契約量と比較して容リ制度に整合した妥当な数値であるかを吟味の上、再商品化見込量を定めるべきであり、場合によっては容リ制度の信頼性を維持するためにも補正すべきである。</p>	<p>各年度の再商品化見込量については、指定法人への登録事業者等に対して調査を行った上で算定を行い、容リ制度に整合した数値であることを確認しております。</p> <p>なお、頂いたご意見については、今後の再商品化見込量の算定に当たり参考といたします。</p>
2	<p>・各年度の再商品化見込量（全国の再商品化施設で再商品化できる量の見込み）は単に調査数値を採用するのではなく、当該の数値は容リ制度に整合した妥当なものであるかを吟味したものであるべきである。</p> <p>・特に、ガラスびん「その他の色」については、当該の再商品化施設が指定法人の登録事業者のものであるか、当該の数値が登録事業者の施設のみを合算したものであるかを検証し、直近年度の再商品化見込量および指定法人での落札結果に基づく引取契約量と比較して容リ制度に整合した妥当な数値であるかを吟味の上、再商品化見込量を定めるべきであり、場合によっては容リ制度の信頼性を維持するためにも補正すべきである。</p>	<p>各年度の再商品化見込量については、指定法人への登録事業者等に対して調査を行った上で算定を行い、容リ制度に整合した数値であることを確認しております。</p> <p>なお、頂いたご意見については、今後の再商品化見込量の算定に当たり参考といたします。</p>